

③-1

平時からの医療機関との連携体制の構築（地域の連携体制の構築や平時からの訓練）

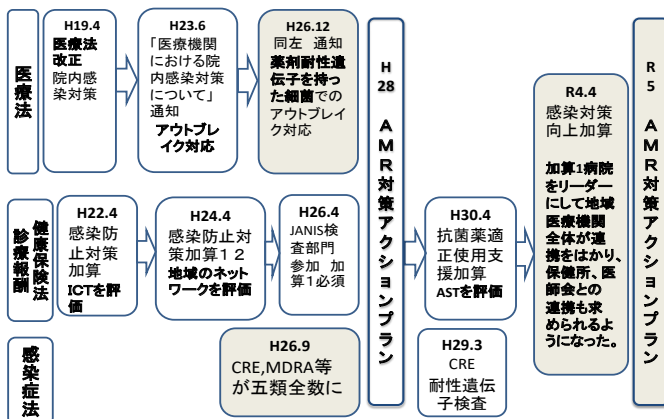
高知市保健所
豊田 誠

1. はじめに

院内感染対策と行政・保健所の役割を検討するには、医療法、診療報酬、感染症法、AMR対策アクションプランの4つの法律や制度の流れが重要となる。その流れを図1に示した。

医療法としては、平成26年の院内感染対策通知にアウトブレイク対応での保健所の役割が示された。診療報酬としては、令和4年には感染対策向上加算が新設され、地域感染法ネットワークに、保健所、地域の医師会との連携も求められるようになった。感染症法としては、平成26年にCRE等が全数届出となった。AMR対策アクションプランでは、保健所に地域感染症ネットワークへの関与が求められている。

図1 院内感染対策と保健所の役割



2. 医療法にもとづく保健所の院内感染対策の支援

平時は、保健所は医療法に基づく医療機関への立入検査にて院内感染対策の実施状況を確認している。医療機関からアウトブレイクの相談又は報告を保健所が受けた場合には、関連機関と連携してアウトブレイクに対応することが、保健所に求められている。この役割を果たすために、保健所はふだんから地域の感染症対策ネットワークを把握し、専門家と連携することが必要となる。

3. 保健所の院内感染対策ネットワークとの連携

保健所の院内感染対策への対応状況について、平成30年度に調査した。その結果、感染防止対策加算カンファランスに参加している保健所の割合は29.6%、保健所

が院内感染対策地域ネットワークの状況を把握している割合は39.0%と、いずれも平成27年に比べ上昇していた。また、8割を超える保健所で、感染症法担当と医療法担当が協力して院内感染対策に対応していた。一方、院内感染対策の対応で相談できる専門家の有無については、34.3%の保健所が「いない」と回答していた。

4. 医療機関との連携で保健所に求められる役割

先進的な地域ネットワークを構築している感染管理の専門家は、保健所に期待する役割として、①感染症ネットワークにおいては、保健所はネットワーク構築のマネジメントの役割を担い、院内感染制御の専門的事項についての指導は、アドバイザーに任せるスタンスが必要となる、②地域感染症ネットワーク活動の目標は、ヒューマンネットワーク（顔と顔をつなぐ関係）を構築し、情報共有、連携、支援を発展させることにある。そのことを保健所の職員も、常に念頭において活動する、という2点をあげている。感染症対策でも、保健所には専門家の協力を得ながら、地域の関係者をつなげ、地域のネットワークを構築していく「橋」のような役割が期待されている。

5. 新型コロナウイルス感染症等の影響

令和2年からの新型コロナウイルス感染症流行は、保健所の院内感染対策業務にも影響した。まず、地域の感染症対策の中核となる医師や感染管理認定看護師等と保健所のつながりが増え、地域の感染対策を行う上でのネットワークの重要性があらためて認識された。一方、感染症対策の中でAMR対策のマンパワー、時間が少なくなったことや、医療法第25条に基づく立ち入り検査の実施率が低下し、院内感染対策について医療機関と保健所が情報交換をする機会が減ったことは課題と考えられた。

6. 医療機関と保健所との連携の好事例

保健所も関与して感染対策ネットワーク活動が展開されている好事例を調査した。収集された事例の中から、4事例の取り組みを紹介する。

事例1は、看護の地域ネットワークを基盤とした活動を行っている大分県東部保健所の取り組みである。東部保

健所管内では、7病院の感染管理認定看護師を構成員とする「感染対策地域連絡会」を行い、新型コロナウイルス感染症対策、VRE感染症対策などについて検討している。感染管理認定看護師の配置がなく、感染防止対策加算も算定していない病院も含めて地域の院内感染対策の向上を目的に、病院の院内感染対策担当看護職を構成員とする感染対策地域ネットワーク連絡会を、平成28年度から開催している。

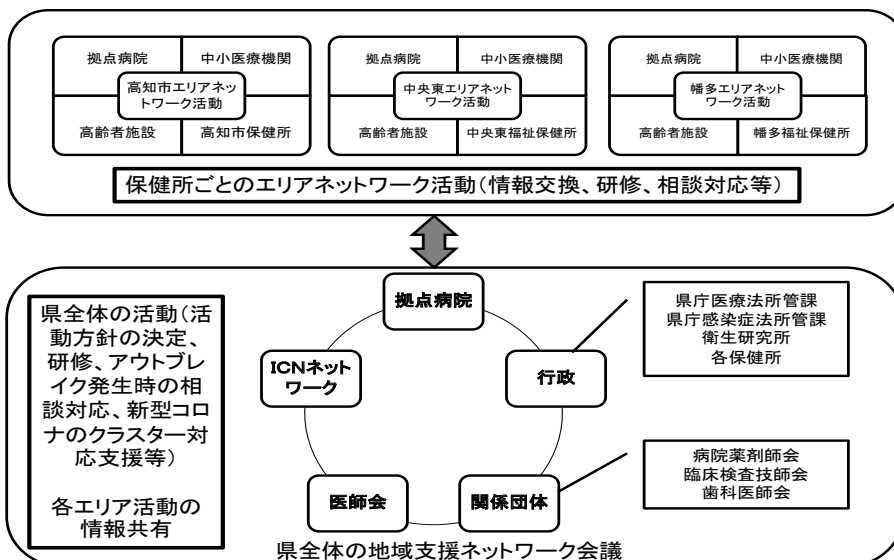
事例2は、医療圏ごとの感染症ネットワーク活動を行っている、和歌山県の保健所の取り組みである。和歌山県では、医療圏ごとに保健所主導で病院の感染症担当者からなる感染症ネットワーク会議を設置している。管内のすべての病院を対象とした独自のネットワークを設置しているところが多いが、一部感染加算病院の会議に保健所が参加し活動している地域もある。どのネットワークも感染対策担当の看護師は必ず参加している。平常の活動としては、参加病院の感染対策にかかる情報共有、困っていることの意見交換と改善策についての検討、参加病院間の相互ラウンド、1類感染症患者を想定した受け入れ訓練、介護施設対象の研修会等が行われている。また、CREやVREが発生した際は、保健所と発生病院で状況把握と対応について検討し、専門家によるラウンドや指導を調整している。また、その対応のポイントを、地域のネットワークで情報共有し、感染対策強化を図っている。

事例3は、県全体のネットワーク会議と保健所ごとのエリアネットワークの2層構造で、感染症対策を進めている「高知県医療関連感染対策地域支援ネットワーク」の取り組みである。(図2) 県全体の活動は、拠点病院、ICNネット

ワーク、医師会、関係団体、行政がメンバーの「地域支援ネットワーク会議」で方針を決定し、研修会の開催、アウトブレイク発生時の対応支援等も行っている。その方針を受け、県内の各保健所単位でエリアネットワーク活動を実施し、管内の医療機関同士の情報交換、研修会の開催、メーリングリストの作成、相談対応にそれぞれ取り組んでいる。保健所は事務局として、ICD、ICNの活動を補佐しながら、顔の見える関係で管内の関係機関と連携している。

事例4は、長崎県と長崎大学病院感染制御教育センターの先進的、発展的な取り組みである。長崎大学病院感染制御教育センター（以下センター）は、以前から県内の医療機関と連携を図り、院内感染対策の向上のために活動していた。活動内容は、感染症に関する研修会の講師、感染症指定医療機関・保健所・消防・検疫などとの新興感染症発生対応合同訓練への参画、集団感染発生時の相談対応などで、行政への協力・支援にも積極的であった。平成24年から「長崎県院内感染地域支援ネットワーク事業」を開始した後は、ネットワークが徐々に拡大し、令和3年度末時点で県全体の94.6%の病院が参加している。また、センターと行政との連携も強化されている。新型コロナ発生前の活動としては、①感染対策担当者養成講習会、②医療監視担当者養成講習会、③AMR対策講習会等の院内感染対策事業を実施していた。新型コロナ感染症発生後の活動として、①コロナ診療体制強化、②支援体制強化を目的に、それぞれ多様な活動を実施していた。その活動の一つである後方支援病院の看護職対象の研修では、センターでの実地研修、人材育

図2 高知県医療関連感染対策地域支援ネットワーク



成、保健所保健師もサイトビジット（保健所保健師同行）の3本柱がセットになっているなど、実践的な研修となっていた。

7. まとめ

①医療法、診療報酬、感染症法、AMR対策アクションプラン、それぞれの制度で保健所には医療機関との連携や感染対策ネットワークへの関与が求められている。②感染対策ネットワークでは、院内感染制御の専門的事項についての指導は地域の専門家に任せ、保健所には地域の関係者をつなぐ役割が期待されている。③医療機関と保健所が連携することで、医療機関の持つ専門性と保健所の持つ公益性とがタイアップされ、感染症対策ネットワーク活動の発展が期待される。

8. 文献

- 1) 医療機関における院内感染対策について（平成26年12月19日 医政地発1219第1号）
- 2) 地域保健総合推進事業2022 「院内感染対策ネットワークと保健所の連携推進事業」報告書